

○内閣府令第四号
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十三条第一項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務大臣 麻生 太郎

経済産業大臣 菅原 一秀

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年
内閣府令第一号
経済産業省

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」の記載は注記である。	改正後		別表第一（第八十三条第二項第三号ハ関係）
	項目	記載する事項	一 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） 〔二〕六 略
	[略]		
	改正前		別表第一（第八十三条第二項第三号ハ関係）
	項目	記載する事項	一 業務粗利益及び業務粗利益率 〔二〕六 同上
	[同上]		

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別表第一の規定は、この命令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する中間事業年度（株式会社商工組合中央金庫法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）又は事業年度に係る説明書類（同法第五十三条第一項の規定による説明書類をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に終了する中間事業年度又は事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。